

資料 1

関西広域連合規約 新旧対照表（改正部分抜粋）（案）

関西広域連合規約新旧対照表（改正部分抜粋）（案）

改正前			改正後																																																																										
<p>関西広域連合規約（平成22年総行市第250号） （広域連合の処理する事務）</p> <p>第4条（省略）</p> <p>2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第1号（同項第2号、第4号及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）、第2号、第4号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあつては、鳥取県に係るものを、同項第1号（同項第7号に掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第7号に掲げる事務にあつては徳島県に係るものを除くものとする。</p>			<p>第4条（省略）</p> <p>2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第1号（同項第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあつては、鳥取県に係るものを除くものとする。</p>																																																																										
<p>別表（第20条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経費の区分</th> <th>負担する構成団体</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務費 第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県</td> <td>均等割 10分の10</td> </tr> <tr> <td>総務費 第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び和歌山県</td> <td>受験者数割 10分の10</td> </tr> <tr> <td>（追加）</td> <td>（追加）</td> <td>（追加）</td> </tr> <tr> <td>事業費 第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費</td> <td>同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体</td> <td>同項第2号から第8号までに掲げる事務毎の負担割合</td> </tr> <tr> <td>事業費 第4条第1項第2号及び第6号に規定する事務に係る経費</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県</td> <td>人口割 10分の10</td> </tr> <tr> <td>事業費 第4条第1項第3号に規定する事務に係る経費</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県</td> <td>人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5</td> </tr> <tr> <td>事業費 第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県</td> <td>人口割 10分の5 事業所数割 10分の5</td> </tr> <tr> <td>事業費 第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費</td> <td>京都府、兵庫県及び鳥取県</td> <td>人口割 10分の5 利用実績割 10分の5</td> </tr> <tr> <td>事業費 第4条第1項第5号イ及びウに規定する事務に係る経費</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県</td> <td>人口割 10分の10</td> </tr> <tr> <td>事業費 第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び和歌山県</td> <td>受験者数割 10分の10</td> </tr> <tr> <td>事業費 第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県</td> <td>受講者数割 10分の10</td> </tr> </tbody> </table>			経費の区分	負担する構成団体	負担割合	総務費 第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	均等割 10分の10	総務費 第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県 及び和歌山県	受験者数割 10分の10	（追加）	（追加）	（追加）	事業費 第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体	同項第2号から第8号までに掲げる事務毎の負担割合	事業費 第4条第1項第2号及び第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	人口割 10分の10	事業費 第4条第1項第3号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5	事業費 第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県 及び徳島県	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5	事業費 第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	京都府、兵庫県及び鳥取県	人口割 10分の5 利用実績割 10分の5	事業費 第4条第1項第5号イ及びウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の10	事業費 第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県 及び和歌山県	受験者数割 10分の10	事業費 第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受講者数割 10分の10	<p>附則 （施行期日）</p> <p>1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。 （負担金の徴収に係る経過措置）</p> <p>2 平成24年度における構成団体の負担金の額の算出に係る改正後の関西広域連合規約別表の適用については、同表総務費の部第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費の項及び事業費の部第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費の項中「受験者数割」とあるのは、「受験者数割を基本とし広域連合長が別に定める負担割合」とする。</p> <p>別表（第20条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経費の区分</th> <th>負担する構成団体</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務費 第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県</td> <td>均等割 10分の10</td> </tr> <tr> <td>総務費 第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県</td> <td>受験者数割 10分の10</td> </tr> <tr> <td>企画調整費 第4条第1項第9号に規定する事務に係る経費</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県</td> <td>均等割（これにより難しい事務に係る経費にあつては、広域連合長が別に定める負担割合）10分の10</td> </tr> <tr> <td>事業費 第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費</td> <td>同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体</td> <td>同項第2号から第8号までに掲げる事務毎の負担割合</td> </tr> <tr> <td>事業費 第4条第1項第2号及び第6号に規定する事務に係る経費</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県</td> <td>人口割 10分の10</td> </tr> <tr> <td>事業費 第4条第1項第3号に規定する事務に係る経費</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県</td> <td>人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5</td> </tr> <tr> <td>事業費 第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県</td> <td>人口割 10分の5 事業所数割 10分の5</td> </tr> <tr> <td>事業費 第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費</td> <td>京都府、兵庫県及び鳥取県</td> <td>人口割 10分の5 利用実績割 10分の5</td> </tr> <tr> <td>事業費 第4条第1項第5号イ及びウに規定する事務に係る経費</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県</td> <td>人口割 10分の10</td> </tr> <tr> <td>事業費 第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県</td> <td>受験者数割 10分の10</td> </tr> <tr> <td>事業費 第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県</td> <td>受講者数割 10分の10</td> </tr> </tbody> </table>			経費の区分	負担する構成団体	負担割合	総務費 第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	均等割 10分の10	総務費 第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10	企画調整費 第4条第1項第9号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	均等割（これにより難しい事務に係る経費にあつては、広域連合長が別に定める負担割合）10分の10	事業費 第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体	同項第2号から第8号までに掲げる事務毎の負担割合	事業費 第4条第1項第2号及び第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	人口割 10分の10	事業費 第4条第1項第3号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5	事業費 第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、 鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5	事業費 第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	京都府、兵庫県及び鳥取県	人口割 10分の5 利用実績割 10分の5	事業費 第4条第1項第5号イ及びウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の10	事業費 第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10	事業費 第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受講者数割 10分の10
経費の区分	負担する構成団体	負担割合																																																																											
総務費 第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	均等割 10分の10																																																																											
総務費 第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県 及び和歌山県	受験者数割 10分の10																																																																											
（追加）	（追加）	（追加）																																																																											
事業費 第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体	同項第2号から第8号までに掲げる事務毎の負担割合																																																																											
事業費 第4条第1項第2号及び第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	人口割 10分の10																																																																											
事業費 第4条第1項第3号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5																																																																											
事業費 第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県 及び徳島県	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5																																																																											
事業費 第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	京都府、兵庫県及び鳥取県	人口割 10分の5 利用実績割 10分の5																																																																											
事業費 第4条第1項第5号イ及びウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の10																																																																											
事業費 第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県 及び和歌山県	受験者数割 10分の10																																																																											
事業費 第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受講者数割 10分の10																																																																											
経費の区分	負担する構成団体	負担割合																																																																											
総務費 第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	均等割 10分の10																																																																											
総務費 第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10																																																																											
企画調整費 第4条第1項第9号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	均等割（これにより難しい事務に係る経費にあつては、広域連合長が別に定める負担割合）10分の10																																																																											
事業費 第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体	同項第2号から第8号までに掲げる事務毎の負担割合																																																																											
事業費 第4条第1項第2号及び第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	人口割 10分の10																																																																											
事業費 第4条第1項第3号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5																																																																											
事業費 第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、 鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5																																																																											
事業費 第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	京都府、兵庫県及び鳥取県	人口割 10分の5 利用実績割 10分の5																																																																											
事業費 第4条第1項第5号イ及びウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の10																																																																											
事業費 第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10																																																																											
事業費 第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受講者数割 10分の10																																																																											